令和８年（フ）第１８４３号
神奈川県大和市下鶴間2782番地14　プロミネンス市川ＰＡＲＴ１―208号
債務者　佐藤　明子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８５４号
横浜市保土ケ谷区上菅田町662番地　万葉上菅田マンション401号
債務者　島　　陽子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５６号
兵庫県尼崎市御園１丁目11番18号　101
債務者　東條　光浩
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第７６１号
広島市西区己斐西町２番４―203号
債務者　原田　貞夫
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７７０号
広島市安佐南区中筋３丁目15番10号
債務者　西山智恵子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９８号
山口県山陽小野田市大字小野田4348番地１
債務者　松沢　聖徳
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１０１号
山口県宇部市東平原２丁目10番19―306号、前住所山口県宇部市大字東須恵3017番地２
債務者　徳本　隆行
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１３３号
宮崎県日向市大字塩見11652番地　瀧井病院、前住所宮崎県日向市東郷町山陰乙1760番地５
債務者　甲斐　　勉
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１６号
沖縄県八重山郡竹富町字南風見50番地の93
債務者　吉村　路子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
那覇地方裁判所石垣支部

令和８年（フ）第１７号
沖縄県石垣市字大浜122番地５
債務者　崎原　則子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
那覇地方裁判所石垣支部

令和８年（フ）第６１号
石川県小松市平面町イ109番地１　ソレアードのぞみⅡ　102
債務者　澤田　浩光
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第１８４号
福井県越前市稲寄町第20号15番地の38、旧住所福井市若杉３丁目914番地　サンハイツ公園405
債務者　下野　順造
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９６号
福井県鯖江市舟津町５丁目１番２―16号
債務者　五十嵐幸治
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９８号
福井市南四ツ居２丁目11番６号　柴田ハイツ102号室
債務者　柳川　鉄朗
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９９号
福井県鯖江市漆原町第20号８番地、旧住所福井県鯖江市桜町三丁目４番26号　杉田アパート．１Ｆ
債務者　山本　光子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２００号
福井市渡町214番地　マンションミキ201号室
債務者　山口　　光
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０２７号
大阪市東淀川区小松３丁目20番56―303号
債務者　堤　紀久子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５８８号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目24番31―703号
債務者　中原　久美
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部